

# 「議会基本条例」ってご存知ですか？

## 守山市議会が制定をめざしています

「議会基本条例」ってご存知ですか？ 8月1日付の「市議会だより」でも、少し紹介していますが、「聞きなれない」というのが率直なことだと思います。実は2006年に北海道の栗山町議会が制定したのが最初。その後各地で条例化の動きが強まり、現在では全国118議会が制定しています。守山市議会でも「特別委員会」をつくって、現在素案が発表されており、12月議会での制定をめざしています。地方財政が非常に厳しい中で地方自治体が如何にして住民のいのちと暮らしを守っていくのか、がいま問われています。地方自治体は、国と違って、二元代表制をしいています。つまり、同じ有権者が、市長と議員を公選で選びます。そのなかで、議員と議会はどうかあるべきか、その指針を条文化したのが、「議会基本条例」です。大事なことは、「条例をつくることではなくて、条例の精神にそった議会運営と議員活動を日常不断に行っているか」ということが問われます。そういう点で、「市議会だより」も、ぜひ一読いただき、市民のみなさんの率直なご意見をお寄せ下さい。

「議会基本条例」を制定する前に考えるべき大事な視点は、地方自治体の役割とは何か、ということだと思います。この点がブレていると、議論はしても生きた「条例」にはなりません。地方自治体の第一の責務は、住民の

福祉や暮らし、教育を守り、安心のまちづくりです。市長も議員も公選で選ばれますが、特に議員の大事な仕事は、市政のチエック役と住民の要求実現のために市政と市民を結ぶパイプ役です。ですから議

員が議会の場で、民主的に自由に意見を述べ合い、最後は多数決で決めるというのが議会本来のあり方です。そして、それらの審議過程は、当然市民に対して公開が原則です。ですから、「議会基本条例」制定にあたっては、いまの議会のどこに問題や課題があるのか、市民参加と情報公開、議会の活性化という視点から見て、議会と議員のあり方を「条例」にどう位置づけるのか、という議論が必要です。

守山市議会が制定をめざしている「議会基本条例」案 (目的) (主なもの)

第1条 この条例は、二元代表制の下での、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、もって守山市の豊かな市民生活の実現と市勢の発展に資することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 市議会は、市の意思決定機関として、また、行政運営の監視機関として、その活動を通じ、市民の多様な意見を市政に適切に反映させるとともに、積極的に政策の立案、提案を行う。また、次の点に留意する。公正性および透明性の確保された市民に開かれた議会を目指すこと 市議会運用先例はもとより、適切なルールを尊重するとともに、そのルールの内容について、不断の見直しを行うこと

(市民の参画)

第4条 1、市議会は、守山市情報公開条例に基づき、情報を公開しなければならない。2、市議会は、本会議および常任委員会を原則として公開する。3、市議会は、市民に対する説明責任を果たすことに留意するとともに、市民との意見交換に努めなければならない。

(広報公聴活動)

第12条 1、市議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望を取り上げ、その内容および対策について市民に周知するよう努める。2、市議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心をもつよう議会広報活動に努める。

とところが守山市議会の場合、「条例化」が先にあって、例えば県内他市が「一問一答方式」を実施しているのに守山市の本会議での「再質問は一回だけ」。「市議会だより」も、「情報公開」という視点で見ると、まだ不十分です。また立場の違いはあっても、議会という場で自由な意見交流・議論が保障されなければならない。

## 守山市議会 素案 この点を充実すべき

発表されている守山市議会素案、日本共産党はこの部分を充実すべきと考えます。

基本条例の目的には「地方自治の本旨に基づき、議会の役割を明らかにし、市民福祉の増進に寄与する」ことを明示すべき。

議会運営の公正性と透明性の確保、自由な議論を保障すること

議論の活性化を図ることをめざし、一問一答や再々質問ができるようにすること

原則全ての委員会、本会議を公開し、傍聴者の発言も認めること

参考人、公聴会制度を積極的に活用し、市民の専門的、政策的識見を議会に反映させるようにする

請願、陳情の審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けること

議会全体または議員個人、会派として「議会報告会」や「研修報告」を行うこと

本会議のインターネット中継を実施すること

日本共産党の  
提案

大事なことは  
市民参加と情報公開、議会の活性化

日本共産党  
守山民報

守山市議会議員  
こまき一美

党守山市くらし対策責任者  
まつば栄太郎

TEL・FAX 582-3785  
http://komaki.jcp-web.net/

TEL 584-3077  
FAX 584-3466

日本共産党守山市委員会発行

493号

2010・8・25

TEL 583-8552

FAX 583-1098

毎週木曜日 午後5:45~6:45 守山駅で街頭宣伝しています。